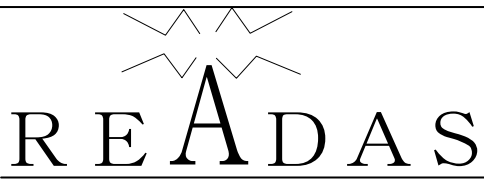


第 4688 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 3月14日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 株式譲渡等で申告すると還付が受けられる場合

Q：株取引で損失が出ていますが、税金が還付される場合もあるとか。どんな場合に還付されますか？

A：次のような場合には、還付が受けられる場合もあります。

【解説】

① A証券会社の特定口座（源泉徴収選択）は利益が出ており、B証券会社の特定口座（源泉徴収選択）は損失が出ている場合…AとBを損益通算することにより還付になることがあります。また、損失が大きいときは、申告することで損失を繰り越すことができます。

② 特定口座（源泉徴収選択）で利益が出ており、かつ、その他の株式譲渡等で損失が出ている場合…特定口座で源泉徴収された税金がその他の株式等と損益通算することによって税金が還付されます。

③ 平成24年に上場株式等の譲渡損失があり、かつ、平成24年に上場株式等の配当等がある場合…どちらも申告不要にできますが、申告をすれば譲渡損失と配当等の損益通算ができるので税金が還付されます。ただし、この場合には、配当は総合課税ではなく、分離課税を選択する必要があります。

④ 平成23年に「上場株式等の譲渡損失の繰越控除」の申告をした場合…平成24年に株式の譲渡益が出ている場合や上場株式等の配当等を受けた場合は、平成23年から繰り越した損失と損益通算することができますので、申告をすれば税金が還付されます。

